

糸満市立学校家族休暇制度の試行について

令和8年3月
糸満市教育委員会

1. 目的

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高い状況にあります。また、本市においても保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられていることから、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するために「糸満市立学校家族休暇制度」を試行的に導入します。

2. 制度の概要

保護者の責任のもとで児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得対象とならない日」を除く）。

3. 試行期間

令和8年度（令和8年4月～令和9年3月）

4. 対象

糸満市立学校の児童生徒

5. 取得できる日数

試行期間中3日まで（1日単位で分散取得も可能です。）

6. 取得日の取扱い

出席停止・忌引等（欠席にはなりません。）

7. 取得対象とならない日

(1) 学級、学年、学校全体の活動がある日

例1：始業式・終業式・入学式・卒業式・その他学校行事のある日

例2：定期テストの実施日

(2) その他学校が定める日

学校によって異なります。取得をご希望の場合は必ず学校にご確認ください。

8. 対象となる活動

保護者とともに過ごす活動であること。

9. 届出手続き

保護者より各学校長へ所定の休暇届出書にて提出してください。

※休暇届出書は、糸満市教育委員会または各学校のホームページからダウンロードしてご使用ください。

10. 届出期限

取得希望日の1週間前までに届け出てください。

11. 休暇中の授業について

自主学习での対応となり、補習等を行いません。授業のプリント等については、担当の先生にお問い合わせください。

12. 安全確保

家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様に児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。また、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

「糸満市立学校家族休暇制度」 Q & A

Q1 「糸満市立学校家族休暇制度」とは何ですか。

A1 家族で過ごす時間を確保するため、保護者の責任のもとで児童生徒が平日に休暇を取得することができる制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得対象とならない日」を除く）。

Q2 取得できる日数は何日ですか。また、連続で取得することはできますか。

A2 取得できる日数は試行期間中3日までで、1日単位での取得となります。連続して取得することも、分散して取得することも可能です。

Q3 いつでも取得できますか。

A3 学校行事がある日や定期テストなどがある日、その他学校が取得対象とならない日と定める日は取得できませんので、予め行事計画表等をご確認ください。加えて、行事計画表には掲載されない行事もありますので、取得を検討する際は必ず学校にご確認ください。

Q4 急に保護者の休みが取れることになった場合、前日に取得を届け出ることはできますか。

A4 計画的な取得を奨励しており、また、学校も早めに把握する必要があることから、なるべく1週間前までの届出をお願いします。

Q5 どのような活動であれば取得の対象になりますか。

A5 取得中の活動場所や活動内容等について特に制限はありません。ただし、自宅内外を問わず保護者同伴を原則とします。

Q6 子どもたちだけで活動しても大丈夫ですか。

A6 この制度は、保護者の責任のもとで、家族で過ごす時間を確保するための制度であり、保護者の皆様に子どもたちの安全を確保していただく必要があることから、子どもたちだけで活動することを目的に取得することはできません。

Q7 取得することで生じる学習の遅れはどうすればよいですか。

A7 家族休暇は通常の欠席と同様の対応となることから、補習等はいりません。自主学習や家庭学習などにより補っていただくようお願いいたします。授業のプリント等については学校にお問い合わせください。

Q8 取得中に子どもがけがをした場合、日本スポーツ振興センター災害給付の対象になりますか。

A8 家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であり、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。取得に際しては、保護者の皆様に児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いいたします。

Q9 家族全員がそろわないと取得することはできませんか。

A9 対象となる児童生徒と同伴する保護者が1名いれば取得可能です。